

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第12級に該当するものとして、障害等級第14級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、圧縮梱包機を使用中に下降してきた圧縮板に左手を挟まれ、「左環指・小指中手骨骨折、左環指爪脱臼」等を負った。

請求人は、症状固定後に障害補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人の症状固定後の具体的な症状として、小指伸展時の疼痛、環指基部の疼痛、小指及び環指の感覚鈍麻並びに握力低下が存在する。

よって、請求人の障害等級は、第12級の12の「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当する。

3 原処分庁の意見

- (1) 神経症状が残存することについては、地方労災医員も所見しているが、請求人の主訴から判断して第14級の9「局部に神経症状を残すもの」と認められる。
- (2) また、醜状についても、手術痕が残存しているが、全て合わせても「手のひらの大きさ」には至らないことから、障害等級には該当しない。
- (3) 左手指の運動障害については、主治医及び地方労災医員の測定とも、左環指及び左小指の可動域は、健側の可動域角度の2分の1以下に制限されていないことから、障害等級には該当しない。
- (4) 左手関節の運動障害については、地方労災医員が手関節の可動域の測定を行ったところ、健側の可動域角度の4分の3以下に制限されていないことから、障害等級に該当しない。
- (5) 以上のことから、請求人に残存する障害は第14級に該当すると判断した。

4 審査官の判断

- (1) 左環指、左小指及び左手関節の機能障害については、主治医及び地方労災医員の意見書等から障害等級には該当しないと判断する。
- (2) 左手の神経症状について、当審査官が依頼した主治医の意見書によると、創傷瘢痕の存在が考えられることから、該当部分の疼痛が存在する理由はあると述べている。また、動作痛も瘢痕部分の弾力性の低下による疼痛の出現が存在すると述べている。さらに、地方労災医員は、請求人が提出した画像所見を精査したうえで、意見書において、創傷瘢痕による疼痛、関節拘縮及び骨萎縮が認められることから、請求人の負傷部位の疼痛は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に該当すると述べている。
- (3) 障害等級認定基準は、受傷部位の疼痛のうち、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」を第12級の12に認定するとしている。よって、請求人の左手の疼痛は、主治医及び地方労災医員の意見書から、第12級に該当すると認められる。

- (4) 以上のことから、請求人に残存する障害等級は第12級相当であると判断する。
したがって、監督署長が請求人に対してなした障害等級第14級に应ずる障害補償給付の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。